

吉野川市及び倉吉市の災害時における相互応援に関する協定書

吉野川市及び倉吉市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前項の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であって、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 第3条及び前条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第7条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第8条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。


（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年12月2日

吉野川市
吉野川市長

川島 哲哉 

倉吉市
倉吉市長

長谷川 稔 